

第80回 統計委員会 議事概要

1 日時 平成26年10月20日（月）15:07～16:27

2 場所 中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、中島委員長代理、川崎委員、北村委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議事

- (1) 平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第I期基本計画関連分）について
- (2) 諮問第68号の答申「国勢調査の変更について」
- (3) 諮問第69号の答申「鉄道車両等生産動態統計調査の変更について」
- (4) 諮問第73号「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」
- (5) 諮問第74号「内航船舶輸送統計調査の変更について」
- (6) 統計委員会専門委員の発令等について
- (7) 部会の審議状況について
- (8) その他

5 議事概要

(1) 平成 25 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第 I 期基本計画関連分）について

(2) 諮問第 68 号の答申「国勢調査の変更について」

白波瀬人口・社会統計部会長から、資料 2 に基づき、「国勢調査の変更について」の部会審議状況及び答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

【委員長の取りまとめ】

- ・集計方法という根本的な部分まで遡って検討し、公表までの期間を 10 か月ほど短縮したのは大変すばらしい。ほかの統計も含め公表までの期間の短縮という改善の努力はたゆまずやっていかなければいけない。
- オンライン調査の全国展開が早期化と連動しているが、現時点では複数の調査方法が併存し、移行期には現場の負担が過度になる傾向にあるので、必要以上に前のめりになることなく、現場の声を吸い上げ、中長期的に早期化の方向で進んでいただきたい。
- その点については留意しながら進めていきたい。

(3) 諮問第 69 号の答申「鉄道車両等生産動態統計調査の変更について」

西郷産業統計部会長から、資料 3 に基づき、「鉄道車両等生産動態統計調査の変更について」の部会審議状況及び答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

(4) 諮問第 73 号「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」

事務局及び文部科学省から資料 4 に基づき説明が行われ、人口・社会統計部会に付託されることとなった。主な質疑等は次のとおり。

- ・第 II 期「公的統計の整備に関する基本的な計画」に「中央教育審議会の審議結果を踏まえつつ、生涯学習という、より広い視野からの統計整備を検討する。」とあるが、これは具体的にどういう意味で、今回の諮問にどの程度反映されているのか。
- 中央教育審議会の審議において、教育委員会制度自体の在り方について議論があった。現在の教育委員会は、首長部局から独立した行政委員会的なものとなっているが、首長部局の一つの部局にしてはどうかという考え方も出た。ただ、最終的には現行と同じような位置付けとなった。
- また、生涯学習は学習する側からみた概念であるが、教育を提供する側からみた場合、学校教育、社会教育、家庭教育、学習機会の提供、自身による読書等、幅広い概念を含んでおり、本調査は、生涯学習のうち、一つのコアである社会教育という観点からどのような統計整備が可能か検討するという主旨である。
- 生涯学習の定義は。

- 学習する側のいろいろな考えや方法により学ぶという性質から、法律での定義に
じまないため、生涯学習については法律上定義されていない。
- 「教育委員会制度の在り方に関する中央教育審議会の審議結果を踏まえつつ」とい
うのは変更案のどこに対応するか。
- 社会教育調査は、本来、今年秋に調査実施予定であったが、諸事情で一年延期とな
った。その理由は、昨年の秋から冬にかけて、中央教育審議会等において教育委員
会制度の在り方等に関する検討が行われ、その中で地方教育行政の実施主体につい
て、従来の教育委員会から首長部局に移したらどうかという議論が行われた。この
議論の結果、仮に首長部局が実施主体となった場合、調査系統への影響もあるが、
それ以上に、生涯学習のためのサービスの提供は、教育委員会所管の施設だけでな
く、首長部局でも行われており、制度変更を踏まえ、現在よりもかなり幅広い施設
等を調査対象にしなければいけなくなるのではないかなどの議論があり、こうした状
況を念頭に、基本計画に「中央教育審議会の審議結果を踏まえ」という記述が盛り
込まれた。ただ、最終的に、実施主体は従前どおり教育委員会とすることになり、
地方教育行政の枠組みに大きな変更は生じなかった。

また、社会教育と生涯学習との関係については、国民が生涯学習に取り組むに当
たって学習の機会や場所を提供するのが社会教育の役割であり、生涯学習を行う際
のコアになる部分ということになる。社会教育調査との関係では、生涯学習につい
ては、平成2年から施策が出てきているが、社会教育という限定された範囲ではな
く生涯学習も念頭に置きながら本調査の在り方について考えるべきではないかとい
うことで、これは平成14年調査に係る答申において既にそういった指摘がなされ、
これを踏まえ、以降、これまで生涯学習関連の様々な変更が行われてきた。

- ・調査票をみると調査対象として行政機関に属する施設が多い。行政情報だと情報公
開法の対象となるものが多いが、調査票は秘密情報という扱いになる。例えば、あ
る公共施設の利用状況や運営状況について一般市民が知りたい場合、調査票情報は
秘密が守られなければいけないが、情報公開法に基づく開示請求をすると開示され
るという矛盾した状況が起こる。基幹統計調査とするか、行政記録情報とするのか
どちらが適当なのかという疑問がある。

また、母集団名簿はどこから情報を持ってきているのか。

- 1点目の御質問については、社会教育調査以外の調査、例えば、医療施設調査の場合でも、調査対象の医療施設として公立の医療機関が含まれており、その調査事項
の一部である診療科目等はオープンな情報になっているのではないかということが
ある。そうした調査票情報の秘密保護と公開との兼ね合いについては、いろいろ機
微な部分もあるので、御質問を踏まえ部会審議までに検討・整理したい。

2点目の御質問については、文部科学省が社会教育調査の実施の都度、地方公共
団体に依頼して整備してきたファイルがあり、これが母集団名簿となっている。な
お、この名簿整備に当たっては、経済センサスの結果を参考としつつ整備すること

になっている。

- ・私的に社会教育をやっているところを対象に含めると母集団が非常に大きくなるが、民間による事実上の社会教育について、住み分けや調査方法を考えることがいずれ必要ではないか。
- 御参考までに申し上げますと、社会教育調査の調査票の中には体育施設調査票というものがあり、その調査対象は、公立体育施設以外に民間の体育施設も含まれている。これは、過去の整理において、民間の体育施設も社会教育サービスに準じるものと位置付けられていることによる。一方、御指摘のとおり、カルチャーセンター等の教養系の施設は、社会教育調査の調査対象となっていない。平成14年までは、一般統計調査である「生涯学習・社会教育施設等調査」でカルチャーセンター等に関する調査が行われていたが、14年当時、経済産業省が実施する特定サービス産業実態調査と客体が重複するというので、当該実態調査でカルチャーセンター等を調査するという整理になった。ただ、当該実態調査で把握しているカルチャーセンター等に関する情報が、生涯学習という観点から現状で十分かどうかについては、部会で議論する余地があると考えている。

(5) 諮問第74号「内航船舶輸送統計調査の変更について」

事務局から資料5に基づき説明が行われ、サービス統計・企業統計部会に付託されることとなった。

(6) 統計委員会専門委員の発令等について

西村委員長から、資料6及び資料7に基づき、統計委員会専門委員の発令について報告された。

(7) 部会の審議状況について

中島国民経済計算部会長から、資料8に基づき、国民経済計算部会における国民経済計算の作成基準の変更に関する審議状況について報告された。

(8) その他

次回統計委員会は、11月17日(月)14:30から中央合同庁舎4号館12階の共用1208特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>